

専門部会における検討の範囲及び方向性

国の動き

- 平成28年の児福法改正時の付帯決議、平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」の流れを受け、国が調査研究として2つのガイドラインを策定。
 - 現に権利侵害を受けている状況にある子供の権利救済システムに関する「児福審を活用した子どもの権利擁護対応ガイドライン（平成30年）」
 - 児童相談所が子供に関わっている場面全てを捉えて伴走する、いわゆる意見表明支援員によるアドボカシーを行う場合のガイドライン「アドボカシーに関するガイドライン（令和元年）」
- 令和元年6月、子供の権利擁護に関する国内外事例収集や課題の検討等を行うことを目的として「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を設置。令和3年5月、児相が措置を行う場合には、あらかじめ子供の意見を聴取すべきこと、都道府県は意見表明を支援する者の配置等の環境整備を行うことにつき努力義務を課すよう児福法に規定すべきことなどを内容とするとりまとめを提示。

都の現状と課題

- 「子供の権利擁護専門相談事業」は、都の児童相談所が措置等を行う子供の権利侵害に係る相談や通報等について、専門員が必要と認めるときは、児童福祉審議会へ諮問できる規定となっているが、これまでのところ諮問に至った事例はない。
- 児童養護施設運営指針に定める子供の権利擁護の各取組は、全ての施設が実施することが望ましいが、実施状況にばらつきがある。
- 児童相談所職員や里親・施設職員は、制度の中で子供の意見表明を支援する役割を担っているが、必ずしも子供の権利擁護への意識や子供の意見を適切に汲み取るためのスキルが十分ではない。
- 子供の権利ノートや困りごと相談用紙等はある程度活用されているものの、子供が利用しようと感じるような説明の仕方や利用しやすい仕組みとなるよう一層の工夫が必要である。

検討の範囲・方向性

- ◆ 国の二つのガイドライン及び国の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」の提言を踏まえ、「権利救済システム」と「意見表明支援員（独立アドボカシーの実践）」を中心に、「子供の最善の利益」を更に豊かにしていく方策として、子供の意見表明支援の充実に向け、仕組みや在り方を検討
- ◆ 新たな仕組みの在り方と併せて、苦情解決制度や一時保護所における第三者委員の活動等、既存の取組の有効性を高める方策についても併せて検討
- ◆ 都としての意見表明支援の新たな仕組みのモデル実施に向け、対象や場面を検討
- ◆ 児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の人材育成に関しても一体的に議論

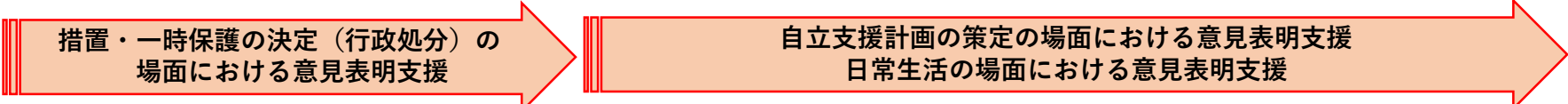
意見形成支援・意見表明支援（アドボカシー）を担う主体（例）



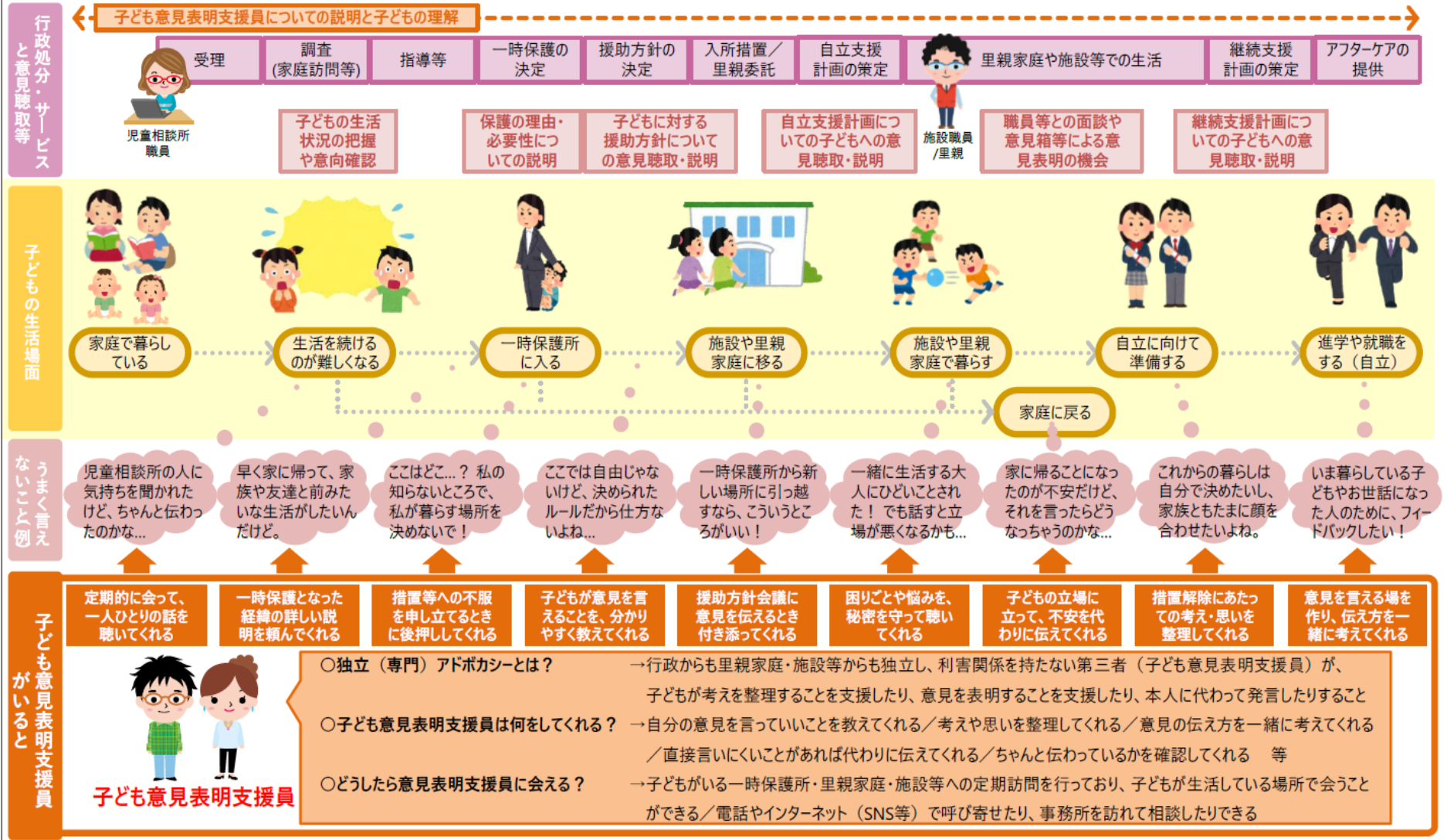
カテゴリ別の主な論点

カテゴリ	ガイドライン（国）	検討の方向性と主な論点
権利救済システムの構築	<p>児福審を活用した権利擁護の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子供本人又は関係機関が権利救済の申立て可能 • 児相の処分（一時保護、入所措置等）に対する是非を問うことが可能 • 権利擁護調査員（弁護士等）が権利侵害の申立て内容を調査し児福審へ報告、児福審が意見具申を行う仕組み • 児福審の意見は関係機関を拘束する • 第三者性を担保するため、本来は、児福審とは別の独立した機関が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行事業（子供の権利擁護専門相談事業）を活用していくことの是非 ○ 権利救済の仕組みを機能させるための立て付け、相談対応の体制、調査・調整活動の担い手（専門員）等について
独立アドボカシーの実践	<p>意見表明支援員（子供アドボケート）の配置（制度化）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 意見表明支援員は、子供の声を酌み取り、適切に関係機関へ届ける役割 • 児相が関わる子供が利用可能 • 様々な言語・非言語のコミュニケーション手段により意見形成・意見表明を支援する高い専門性が必要 • 弁護士、心理士等の有資格者を想定 • 利用の申込受付から訪問調整等を担う事務局機能は委託により確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先的に導入すべき対象や年齢、場面はどのようなものか ○ 上記において、意見表明支援員が子供の意見を汲み取る仕組みや方法 ○ 対象や年齢、場面に応じた意見表明支援員の担い手における資質、適格性、専門性のあり方 ○ 子供が意見表明支援員にアクセスする手段のあり方 ○ 意見表明支援員の人材養成について
制度的アドボカシーの充実	<p>既存の制度等の有効性を高める方策を検討し、子供の声を適切に酌み取れる環境を整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存制度（苦情解決制度、第三者委員等）において有効性を高めるための方策 ○ 日常的に子供と関わる児童相談所職員、一時保護所職員、施設職員の人材育成のあり方

参考：国WT「とりまとめ」における意見表明支援の3つの場面



図表5 子どもの生活場面に応じた子ども意見表明支援員の関わり方（イメージ）



※出典：国アドボカシーに関するガイドライン（令和元年）